

海堡

kaihou

東京湾海堡ファンクラブニュース

No.24

題字は、明治39年10月1日陸軍大臣寺内正毅から外務大臣林董宛に提出した文書（外交史料館所蔵）より抜粋。
紋様は、尾形光琳：『八橋蒔絵硯箱』東京国立博物館所蔵より。

目次

- 館山戦争遺跡見学会報告 内田 正伸
- 海堡シンポジウム
「東京湾第三海堡の遺構保存について」
昌子 住江
- 房総半島における東京湾要塞地帯
藤平 俊雄
- カイホブラザーズ
- 総会の日程、テレビ放送、記念切手、
クリーン作戦

館山戦争遺跡見学会報告

2008年10月18日（土）、NPO法人安房文化遺産フォーラムの方の案内で、館山の赤山地下壕を中心に、戦争遺跡見学会を実施しました。参加者は20名でした。

「館山戦争遺跡」見学会に参加して

会員 内田 正伸

2008年10月18日に行われた題記見学会に参加しました。参加者は、館山駅に10時ごろ集合し、マイクロバスに乗り込みました。最初に市内のホテルに行き、ここで「館山戦争遺跡」の説明を受けました。説明者は、NPO法人「安房文化遺産フォーラム」の愛沢氏で、戦時中の新聞などの写真パネルなどが掲示されていました。館山は硫黄島と密接な関係があり、米軍が上陸した硫黄島での戦闘で館山で訓練を受けた多くの兵士が戦死したとのことです。

館山に15年戦争の遺跡があるというのは、浅学の身には

初耳でした。

「たてやま夕日海岸ホテル」で昼食をとりました。地魚サンガ焼き定食が美味でした。食後にマイクロバスによって遺跡めぐりが始まりました。最初に着いた所は、赤山地下壕で海上自衛隊館山基地の近くにあり、総延長約2kmの地下壕の一部と燃料タンク基地跡を見学しました。ほとんど素堀りのまま使用されたようで、ツルハシの痕がのこっています。建設の資料が無いようで、建設の由来は全く不明だそうです。中はジメジメした感じがなく乾燥しており、天井も高く普通の姿勢で歩く事ができました。数少ない証言から推察して、全国でも極めて珍しい航空要塞的な機能をもった地下壕ではないか、とのことでした。

この近くには敵機から戦闘機をかくすための格納庫「掩体壕」があります。またマイクロバスに乗って、128高地「戦闘指揮所」「作戦室」「地下壕」、さらに、「噫従軍慰安婦石碑」を見学し、最後に山の中に入り込んで洲崎第二砲台を見学、さらに民家の庭にある砲側庫（爆弾をいれておく庫）を見学しました。16時30分館山駅で解散しましたが、普段忘れていた第2次世界大戦を肌身に感じた一日でした。

蛇足ながら、日本全国に残っている戦争遺跡について調査した本（編著=戦争遺跡保存全国ネットワーク、発行=平凡社出版）が発刊されています。



赤山地下壕前にて

海堡シンポジウム 「東京湾第三海堡の遺構保存について」

NPO 法人アクションおっぱま理事長
元関東学院大学教授
神奈川大学大学院非常勤講師 昌子 住江

1. 第三海堡遺構保存問題のはじまり

- 2000 年度から始まった第三海堡撤去工事が 2007 年度で完了。
- 撤去工事終了後、追浜展示施設を含む用地の賃貸期間終了。
- 第三海堡遺構の恒久的な保存場所の確保が問題。

2. 保存に関する横須賀市内での当初の動き

移設場所の制約

海上からのクレーン輸送が可能な土地公有地であること。

→ すでに横須賀市や市議が移設場所を検討したが条件に合わず、移設場所がなければ廃棄の可能性

追浜に残したい！

- 追浜での第三海堡遺構見学会の開催。
→ 追浜展示場は追浜でも知られない存在
地元の人ほとんど見ていない。
- まちなか研究室「追浜こみゆに亭&ワイナリー」で遺構見学会開催。

見学者の感想 「ぜひ追浜に残したい」

3. 東京湾第三海堡遺構保存連絡会議の発足

- 東京湾海堡ファンクラブの全面的な支援を得て、「東京湾第三海堡遺構保存連絡会議」設置(2007 年 1 月)。
地元からも追浜自治会連絡会、追浜観光協会、追浜商盛会追浜工業会等が参加。
- 2007 年 7 月シンポジウム開催。
「追浜に残そう！東京湾第三海堡遺構」

- 追浜に残る歴史遺産、自然、産業・研究機関等とともに地域まるごと博物館として活かす。
- 横須賀市内や東京湾岸の海堡・要塞遺構とのネットワーク

4. シンポジウム遺構の活動

- 追浜に残すために一もっと見学しやすい条件を東京湾口航路事務所との検討を進める。
→ 地元受け入れ団体への申込
地元受け入れ団体による案内等
決まったら公表

- 2007 年度中の事務所の見解
事業完了後もしばらくは土地を借りられるだろう。
→ 多くの人に見学してもらえる条件をつくりながら、少し時間をかけて移設について検討。

5. 第三海堡遺構を中心とする地域見学会





→ 追浜の活性化 歴史遺産を生かしたまちづくり

- 地元諸団体による要望書の提出（4月15日）
～6月市長選がらみ

■ 要望事項

現在「追浜展示場」にある「東京湾第三海堡遺構」を地元主体で維持管理し、周辺の各施設、歴史遺産とともに活用することで、追浜の活性化に役立てるため、横須賀市の「グリーンバンク」用地に移設する。

1.3. 第2回第三海堡撤去構造物の活用に関する意見交換会とその後の展開

第2回は直接当事者のみ

横須賀市（港湾部、企画部）、湾口事務所、追浜商盛会、NPO 法人アクションおっぱま

■ 確認事項

- 横須賀市副市長が地元の要望書を認め、横須賀市グリーンバンク用地を無償で提供することを認めたこと
- 地元主体で保存活用、日常的な維持管理を行うが、詳細は今後とも関係者で協議し、詰めて行くこと
- 移設に関する費用は国が負担すること

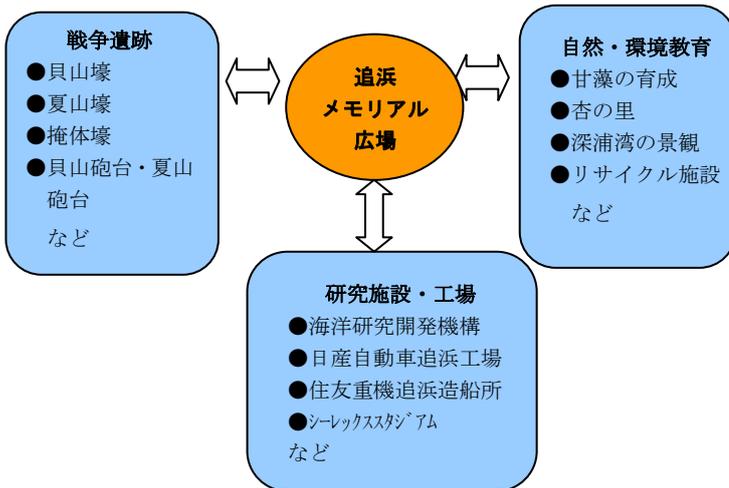
「第三海堡から撤去した遺構について」（5月15日 東京湾口航路事務所）

- 移設場所は横須賀市提案の土地
- 展示物4基を移設 費用はすべて国が負担
- 移設後の構造物は横須賀市に無償で譲渡

1.4. 今後の課題

- 6月28日横須賀市長選挙
結果によっては復古にされるかも
- 構造物の帰属 横須賀市は国からの譲渡を望まないが
- 保存・活用と維持管理
地元主体—もちろんその意欲はあるが、NPO法人はまだ弱体、どのように実体的な体制をつくるか
- 上記にかかる費用負担
見学料だけでまかなえるか
- 移設地の計画 置くだけでは終わらない
 - 資料展示施設の必要性
すでに受け入れている資料も含め
 - 新しい風景を創造する機会に

(以上は、2009年6月27日での報告資料より転載。)



追浜メモリアル広場のイメージ

1.1. 国への働きかけ—2009年の動き

◎高橋裕東大名誉教授から

御巫清泰日本港湾協会名誉会長を紹介される。
御巫氏より国交省港湾局に、この件について連絡。
→ 御巫氏より移設の予算がつくとの連絡

◎2月19日衆議院予算第8分科会での古屋議員の質問
須野原政府参考人答弁

歴史的、学術的重要性を認める。地元自治体、市民団体と協議しながら、適切な保存先、管理方法について検討。

1.2. 横須賀市長選に向けて

- 横須賀市の方針は？ 市長答弁の重さ
市議会での議論とは別の視点を提示する必要性

15. 直近の動き

・移設場所の決定

これまで要望して来た夏島都市緑地内（アィクル向かい）

・移設構造物

健全度調査の結果、探照灯、観測所、砲台砲側庫の3基。
地下通路は、第二海堡のリサイクル用材を検討。

・夏島都市緑地内の整備概要

第三海堡堡保存展示ヤード（国）

緑地ゾーン（国）

ドックランゾーン（国+市）

駐車場ゾーン（国） 185台を100台に縮小

*ドックランヤードと併設を検討中。

・第三海堡の遺構の展示、見学

「地元の追浜商盛会、NPO 法人アクションおっぱまが名乗りを上げています。」と新聞報道された。

・今後のスケジュール（予定）

4月初旬 工事契約

5月中旬 工事着工 海苔の養殖の終わる7~8月に構造物をクレーン台船で運搬。

8月末 工事完了

9月中旬 施設を市に引き渡し

10月 運営開始

従って、遺構の展示、見学について NPO 法人アクションおっぱまが地元の市民団体として頑張らなくてはならないが、海堡ファンクラブの皆さまにはぜひとも、一層のご協力をお願いしたい。

明治・大正時代や戦前の昭和の風物写真は、記憶の奥底に埋もれ、忘れられてしまった昔日の記憶を掘り起こしてくれて、眺めていると懐かしい気持ちが湧いてくる。

私の住む富津市は、これらの時代の写真が極端に少なく、このため、地域の NPO が古い街並みの写真を精力的に集め、毎年その成果を「街づくり写真展」として公開し、かつての街の有り様を教えてくれている。

古い風物写真が少ない理由として、当時、富津市や対岸の横須賀市などは東京湾要塞地帯となっており、要塞地帯の地形の形状等を秘匿するため、一般の写真撮影やスケッチが禁止されていたことが指摘されている。

この写真撮影等の禁止は日常生活の隅々に及び、昭和初期当時の北条線（現在の内房線）では、列車が木更津駅を過ぎると、車掌が周西駅（現君津駅）から九重駅間は、要塞地帯であることを知らせ、写真撮影が禁止されていることを伝えたといい、海側の車両の窓はよろい戸を下ろすように命じられ、乗客は海の風景も見られなかった。また、風景を写した観光用絵葉書の発行や学童の野外写生は、東京湾要塞司令部の許可を得なければならない状況であった。

このほど、富津市においてこの要塞地帯に係る標石を見つけたので、この報告とともに房総半島における東京湾要塞地帯の概要について述べてみたい。

1. 要塞近傍における水陸測量等の取締り

写真撮影等の禁止は、「要塞地帯法」の制定により開始されたように思われているが、実際には要塞地帯法の公布に先立つ明治31年7月の勅令により「要塞近傍における水陸測量等の取締に関する件」が定められ、防禦營造物の周囲5,750間（約10,350m）陸の形状を測量、模写、撮影する者は要塞司令官の許可を得なければならなくなった。

防禦營造物の周囲5,750間以内の区域は、明治31年8月、陸軍大臣により東京湾・下関・由良要塞及び対馬防備地が告示され、東京湾要塞では三浦半島のほぼ全域（大船、本牧本郷あたりを半島の基部とする）と現在の君津市及び富津市の各一部並びにこれらの地域に囲まれた海域が指定されている。

2. 要塞地帯法の制定

明治30年当時、国は欧米列強の軍事的圧力からの防衛策



神奈川新聞（2010.2.17付）

として、沿岸航路の要路と沿岸部の重要都市・港湾に要塞を築いており、これらの要塞周辺における機密保持を強化するため、明治32年7月に「要塞地帯法」を公布した。

要塞地帯法は、要塞の周辺地域を要塞地帯として3区分し、さらにその周囲の区域を定め、各区域における禁止・制限事項とその罰則を定めた。

区分	基線からの距離	測量・撮影・模写	その他の禁止制限
第一区	250間 (約450m)以内 ※基線とは堡塁や砲台等の防衛営造物の突出部を連結する線。	要塞地帯内の水陸の形状を測量、撮影、模写、録取する場合は、要塞司令官の許可を必要とする。 ※大正4年6	・区内海域では、漁獵、採藻等は要塞指令官の許可が必要。 ・不燃家屋等の新設は禁止。 ・埋葬地、井戸、生垣等の新設は許可制。
第二区	750間 (約1,360m)以内	月の法改正で地帯内での航空の禁止が加	・不燃家屋、埋葬地等の新設は許可制。
第三区	2,250間 (約4,090m)以内	わる。 ※7条2項区	※第1～3区共通事項
7条2項区域	5,750間 (約10,450m)以内	域は、昭和15年4月の法改正で廃止される。	耕作地、地表の高低を変更する土工、公園等の新設、変更は、許可制。

法律は、その後、航空機の発達や太平洋戦争の戦局の悪化などを背景として大正4年と昭和15年に改正された。

なお、法律の制限事項のうち観光用絵葉書の発行に関しては、大正末期当時はあまり厳しくなく、申請すれば許可は下りたが、昭和に入ると厳重になり、山を削れ、波を消せと指示が多くなって、販売しづらくなったという。

3. 東京湾要塞地帯の区域

要塞地帯には各種の禁止・制限が課せられたが、法令はその区域の境界を詳らかにしていない。法の罰則及び雑則において、区域を標示するために標石、標木、標札の類が設置されることがわずかに読み取れるが、その他区域の周知に関する記載は見当たらない。

公布後の明治32年8月に告示された東京湾要塞地帯図では、要塞地帯は横須賀を中心とする三浦半島の過半と富津岬周辺、さらにこれらの間の海域をとし、7条2項区域(第

3区から3,500間以内の区域)は先の「要塞近傍における水陸測量等の取締り」の区域とほぼ同様な地域を定め、告示文の中で「各区域は実地に標識を設けてこれを標示する」と規定している。告示で図示された区域図でも、具体的な区域の境界は不明である。

また、明治32年4月に海軍大臣から発出された「要塞地帯法実施内規」では、大臣が要塞地帯の区域を告示したときは、速やかに各区域に標石等を設置してその位置を記入した地帯概見図(5万分の1)を提出しなければならないとしている。

地域住民に禁止・制限を課しながら、その禁止等の区域を住民に明確に伝えていないが、その理由を法制定の翌年7月に印刷された憲兵練習所の講義録『要塞地帯法講義(陸軍省参事官熊谷喜一郎口述)』は、精密な区域を明示することは、軍事上の秘密である堡塁砲台等の所在を天下に示すこととなり、はなは不都合であるので、精密な境界は示さないこととなったと説明している。

東京湾要塞地帯は、その後の堡塁砲台等の軍事施設の増加により数度の拡大改正がなされ、最終改正の昭和15年12月の告示では、三浦半島の全域と房総半島では、北は市原市姉ヶ崎から南は南房総市野島崎を含む区域となり、法制定時の区域から大きく拡大したものとなった。

4. 房総半島における東京湾要塞地帯標

要塞地帯の境界の明示は、現地に標識を設けてなされたわけだが、明治32年4月の「要塞地帯法実施準備規程」によれば、地帯の境界は、規定の距離以内で地勢によりなるべく道路、河川、溪谷等を利用し、標識は標石、標木、標札を用いるとしている。また、標石、標木は区画線の外側に向けて建て、その表記は「前面 海軍防禦営造物第一区標、後面 海軍省、右側 第 号、左側 年月日」と例示している。

さらに、枢要な地点には標札を、海面における境界線には海岸の適当な場所に標札を設け、「許可なくして水陸の形状を測量、模写、撮影、録取すべからず。犯したる者は法律により処分せらるべし。」と日英両語で示した。

一方、前述した『要塞地帯法講義』は、標石や標木は、約250間(約450m)ごとに設置し、標石等の背後方向が防衛営造物のある方向として、表には「S.M.(横書き)1StZ.(横書き)東京湾要塞第一区地帯標」などと書き、背面には「陸軍省」、側面には「年月日」を表示すると解説する。「S.M.」は要塞地帯の略字で、「1StZ.」は第一区を意味し、第二区は「2StZ.」になるとする。

表 館山市及び南房総市における地帯標の現状

No.	所在地	正面	左側面	右側面	背面	規模
1	館山市新宿	東京湾要塞第一区 地帯標	昭和一六年七月三 十日	第四号	海軍省	15cm×15cm×83cm(高さ)
2	館山市笠名	東京湾要塞第一区 地帯標	昭和十六年七月三 十日建設	第一八号	海軍省	15.5cm×15.5cm×107cm(高さ)
3	館山市早物	FZ 1Z 東京湾要塞 第壹区地帯標	昭和五年二月	第五号	陸軍省	16cm×15cm×113cm(高さ)
4	南房総市多田良	FZ 1Z 東京湾要塞 第壹区地帯標	昭和□……□	第九号	横転し不 読	19cm×18cm×188.5cm(高さ)

※南房総市の残りの1基については、個人宅に存在している。



館山市笠名の東京湾要塞地帯標



館山市早物の東京湾要塞地帯標

この東京湾要塞地帯標は、横須賀市や藤沢市、鎌倉市、館山市などに石の四角柱として現存することが知られており、千葉県側の状況は館山市に3基、南房総市に2基存在することがインターネット上で報告されている。館山市及び南房総市における地帯標の現状は次表のとおりとなっている。

東京湾要塞地帯が最も広域となった昭和15年12月時点の内房沿岸地域の要塞地帯は、現在の自治体名で北から順に市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、鋸南町、

南房総市、館山市さらに南房総市に及んでおり、これらの町村史をみても『袖ヶ浦町史 通史編下巻』に東京湾要塞地帯標に関する言及があり、「神納地区の中辻子台、大野台、仁田島、飯富地区の東などに標識が建てられたことが確認されている」とある。

上表の地帯標の一部は、廃棄や石垣等の材料として再利用された後、幸運にも現在地に移設されたものであり、このことを踏まえると、戦時中にはかなりの数の地帯標が存在したが、終戦後その多くは破却等の運命を辿ったと思われる。

5. 富津市竹岡の東京湾要塞地帯標

竹岡上白狐地区の路傍に置かれた小さな石仏の脇に建っている。形状は、四角柱で横幅19cm、奥行き18cm、地上部分の高さ80cm、白の御影石である。この大きさと材質は、南房総市多田良の大房自然公園ビジターセンター横に置かれているものと非常によく似ている(標柱の長さが大きく異なるのは、公園内のもは石柱全体が地面から抜かれ、地下埋設部分が露出しているため)。表面が滑らかでないため、刻まれた文字が不鮮明であるが、何とか判読すると以下のように読める。

正面	SM 2Z 東京湾要塞第 二地帯標	背面	陸軍省
左側面	第六□(不明、「号」か)	右側面	大正十□年七月



富津市竹岡の
東京湾要塞地帯標



富津市竹岡の東京湾要塞地帯標（電柱左）

左右の側面に書かれた「年月日」と「石柱番号」が他の地帯標とは左右が逆になっている。また、「東京湾要塞第二地帯標」の上の「SM 2Z」の表記は、前述の『要塞地帯法講義』の説明どおりであるが、第二区を表す「2StZ」の「St」が抜けている。さらに「SM」の表記は、他地域の「FZ」などと内容的にどう違うのか不明である。

設置年月の「大正十〇年7月」については、大正10年代には13年7月、14年11月及び15年7月に東京湾要塞地帯の区域変更告示がなされており、竹岡地区を編入する内容となっているため、これらの告示のいずれかに関連するものと考えられる。

なお、竹岡地区における区域の境界線は円弧状で、その圆心は金谷あたりであるため、この編入措置は、金谷砲台の竣工（大正13年3月）に伴う措置と考えられる。

戦後既に60余年の時間が経過し、終戦時には地帯標の破棄があったことを思えば、現認されている地帯標以外の存在の可能性は極めて少ない。

しかし、今回の件や今年の4月に富津市新井の畑の中から陸軍の境界石が発見されたことを考えると、人の踏み入ることの少ない山中などに忘れ去られている地帯標があるかもしれない。

新たな地帯標の発見が望まれ、当時の関係者による情報提供等の契機となることが期待される。

【参考図書】

『法令全書』、『海軍制度沿革』、『要塞地帯法講義』、『袖ヶ浦町史』、『富浦町史』、『日本築城史』、『日本の要塞』、『絵葉書にみる房総の今昔』

カイホープラザーズ

作詞作曲：会員 高橋由美（編曲：田中恵里）

会員の高橋由美さんが「カイホープラザーズ」と題して、海堡の歌を作詞作曲してくださいました。（編曲：田中恵里氏）
次回の会報では音符と歌詞をご紹介します。高橋由美さんは、「海堡しぐれ」も作詞作曲し、2010年1月6日朝日新聞（千葉版）で紹介されています。

総会の日程が決まりました

●7月3日（土）午後、定期総会の開催を予定しています。会場：富津市公民館

詳細は、後日お知らせします。

テレビ放送「アド街ック天国」のお知らせ

放送日：2010年4月24日（土）のテレビ東京「出沒！アド街ック天国」は富津です。

テレビ東京 夜9:00～9:54 皆様、是非ご覧ください。

記念切手「ふるさと富津」発売のお知らせ

富津市の観光名所が切手シートになりました。シート上部の富津の風景写真に「海堡と富士山」の写真が使われています。80円×10枚で、1,200円です。販売は、富津市、君津市、木更津市、館山市、鴨川市、南房総市の各郵便局になります。

富津海岸海浜植物群生地クリーン作戦

2010年1月17日（日）、2月21日（日）、3月28日（日）4月18日（日）に東京湾海堡ファンクラブ有志による富津海岸海浜植物群生地の清掃を行いました。4月以降も引き続き、実施しますので、ご参加ください。

●予定：5月16日（日）、6月20日（日）、9月19日（日）

※5月は「はまひるがお」が咲いていると思います。

●参加される方は、AM10:00に富津公民館に集合してください。

「海堡」 *kaihou* No.24

—東京湾海堡ファンクラブニュース— 第24号

東京湾海堡ファンクラブ 2010年4月20日発行